

●規程改正案の概要

要 旨	臨時職員の職種区分の新設等を行うため、「臨時職員等就業規則」の改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程 「臨時職員等就業規則」</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 職種区分の新設</p> <p>臨時職員の職種区分について、一般的な事務補助と、医療事務を主な業務とする事務補助とを区分するため、新たに「医療事務補助」を追加する。</p> <p style="text-align: right;">(第3条、別表3)</p> <p>(参考) 改正後の扱い</p> <p>事務補助： 一般事務を主な業務とする職員。</p> <p>医療事務補助：臨時職員（医療事務）の選考試験により任用された職員 又は当該職員が従事する業務内容を主な業務とする職員。</p> <p>※医療事務補助の主な業務内容</p> <p>医師事務作業補助、診療情報管理等</p> <p>(2) 特例計算における適用職種の追加</p> <p>技術補助の臨時職員を任用する際、その賃金の決定に疑義が生じないよう特例計算の適用職種に、任用が見込まれる職種を追加する。</p> <p style="text-align: right;">(別表3)</p>
施行期日	<p>1 公布の日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の際現に任用されている臨時職員の職種については、なお従前の例による。</p>

臣館日寺職員等就業実況見引 新規Ⅰ日対照表

新規

(臨時職員の定義)

第3条 この規則において、「臨時職員」とは、地公法第22条第5項の規定に基づき、6月以内の期間を定めて任用される事務補助、医療事務補助、技術補助、業務補助、業務補助の職員をいう。

2・3 略

別表3(第17条関係)

1 基準賃金

	職歴・学歴	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)
事務補助	略	略	略	略
医療事務補助	略	略	略	略
技術補助	略	略	略	略
	略	略	略	略

2 特例計算

	職種	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略

Ⅰ日

(臨時職員の定義)

第3条 この規則において、「臨時職員」とは、地公法第22条第5項の規定に基づき、6月以内の期間を定めて任用される事務補助、医療事務補助、技術補助、業務補助、業務補助の職員をいう。

2・3 略

別表3(第17条関係)

1 基準賃金

	職歴・学歴	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)
事務補助	略	略	略	略
医療事務補助	略	略	略	略
技術補助	略	略	略	略
	略	略	略	略

2 特例計算

	職種	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略

藥劑師、臨床檢查技師、臨床工 學技士、理學療法士、作業療法 士、榮養士、放射線技師、視能 訓練士	略	略	略	藥劑師、臨床檢查技師 _____ 土、榮養士、放射線技師 _____	略	略	略
臨床檢查技師、臨床工學技士、 理學療法士、作業療法士、放射 線技師、視能訓練士、齒科衛生 士	略	略	略	臨床檢查技師 _____ 土、榮養士、放射線技師 _____	略	略	略
※ 1 ~ ※ 5 略	略	略	略	※ 1 ~ ※ 5 略	略	略	略

